

石油コンビナート等特別防災区域を指定する政令の一部を改正する
政令案について

令和 6 年 12 月
消防庁特殊災害室

1 改正の内容

(1) 基準日（その日における行政区画等をもって範囲を確定させる日）について

基準日を令和 5 年 4 月 1 日から令和 6 年 4 月 1 日に変更する。

(2) 石油コンビナート等特別防災区域の指定解除・縮小等について

現在の 地区番号	地区名	都道府県	改正内容
4 の 3 ～ 1 1	むつ小川原地区～秋田 地区	青森県、岩手県、 宮城県、秋田県	酒田地区の指定解除に 伴う地区番号の変更
1 2	酒田地区	山形県	指定解除

(3) 石油コンビナート等災害防止法施行令（昭和 51 年政令第 129 号）別表第 3 について

同表において広域共同防災組織を設置することができる区域を定めているが、本政令案により酒田地区の指定が解除されることから、同地区を同表から削除する。また、同地区の指定解除に伴い、むつ小川原地区から秋田地区までの地区番号が変更されることから、同表において地区番号を改める改正を行う。

2 参 考

○石油コンビナート等特別防災区域

石油又は高圧ガスが大量に貯蔵・取り扱われる区域で、政令で指定する区域をいい、当該区域に所在する特定の事業所は災害の発生及び拡大の防止のために、特定防災施設や自衛防災組織の設置等が義務づけられる。

3 今後の予定

閣 議： 令和 6 年 12 月上旬

公布・施行： 令和 6 年 12 月上旬